

**ワーケーション受入体制構築のためのモデル事業業務委託  
企画提案コンペにかかる質問及び回答③**

**質問 5**

モニタリングの実施において「ワーケーションに関心のある首都圏の企業、または個人」とは、弊社との資本関係があっても問題ないでしょうか。(子会社と親会社の関係)

《類似の質問》

モニタリングについて、企業または個人を対象とありますが、対象者は、提案社の企業(自社また自社グループの社員また個人)でも問題はないのでしょうか。

**回答 5**

モニターについて、ワーケーションに関心がある首都圏等の企業または個人であれば、提案者との関係は問いません。

**質問 6**

のべ6名以上は、1名で6泊でも6名となりますか。あるいは代表者1名で6組でしょうか。

例えば家族とともにワーケーション滞在プランを利用した場合、家族も対象になりますか。(3名×3泊=9泊) 基本的な考え方を教えてください。

**回答 6**

3泊4日以上滞りプランを体験するモニターが、委託期間中でのべ6名以上となるようにしてください。以下の例をご参照ください。なお、同一人が複数回モニタリングすることは妨げません。

また、一緒に滞在する家族等も対象になりますが、ヒアリングは家族等にも実施してください。ただし、小学生未満の方はヒアリングの対象外とし、モニタリング人数としての計上及び宿泊費等の経費計上からも除外します。

例①：10月から3月までの6か月で毎月1名ずつ3泊4日のモニタリング実施  
(→1名×6回)

例②：10月に3名が3泊4日のモニタリング実施  
11月に3名が6泊7日のモニタリング実施  
(→3名×2回)

例③：12月に8名が3泊4日のモニタリング実施  
(→6名以上)

※企画提案書等提出前には、本件に関する全ての質問及び回答を確認すること。

質問 7

3泊4日のプランの中で1泊2食付きでプランを組んだ場合、飲食代を含んでもよろしいでしょうか。それとも、プラン自体は宿泊費と飲食代を別に考える必要があり、宿泊費のみが委託経費となるのでしょうか。

回答 7

飲食代は宿泊費に含めず、委託経費から除いてください。

質問 8

ワーケーション滞在プランの企画が通った場合で、実際モニタリングを実施するにあたり、そのお客様のご希望をお聞きし、企画内容から一部アレンジをしてお応じしても問題ないですか。

回答 8

差し支えありません。

質問 9

二次交通については、自社のシャトルバスは含まれますか。  
滞在中の移動手段として、志摩市の MaaS を活用し、タクシー、バスなどを利用する場合、または期間限定でカーシェア等行う場合の費用は委託経費に含めることができますか。

回答 9

シャトルバスも二次交通に含まれます。  
また、タクシー・バスの運賃やカーシェアに伴う費用は委託経費に含むことができます。

質問 10

プレゼンテーションの様式はパワーポイントで作成のため、A4 横サイズでもよろしいですか。(長辺綴じは縦ではなく横でもよろしいですか)

回答 10

企画提案書については、原則、A4 両面長辺綴じをお願いしていますが、綴じは横でも差し支えありません。

※企画提案書等提出前には、本件に関する全ての質問及び回答を確認すること。

質問 1 1

実施スケジュールについてですが、受託してから、報告書を提出する令和 3 年 3 月 12 日(金)の間で実施するスケジュールとして組み込むという認識でよろしいでしょうか。

回答 1 1

お見込みのとおりです。

質問 1 2

提案の際に、具体的なスケジュール(○月○日より 3 泊 4 日で実施)まで落とし込む必要はありますか。それとも大まかなスケジュール(○月初旬に実施等)の記載でも問題ないでしょうか。

回答 1 2

大まかなスケジュールの記載でも構いません。

質問 1 3

「モニター」の範囲について、「首都圏等」には、大阪・名古屋等の大都市圏も含まれますか。また、3密を避けた大学の授業の一環として行うゼミフィールドワークも対象に含めてよろしいでしょうか。

回答 1 3

「首都圏等」には、大阪・名古屋等の大都市圏も含みます。

また、本件委託業務では、企業または個人によるワークとバケーションの組み合わせにかかるモニタリングを想定していることから、大学の授業の一環として行うゼミフィールドワークは対象外とします。

質問 1 4

テーブル・座椅子・電気スタンド・Wi-Fi ルーター・液晶画面・タブレット等 畳部屋での快適なワーケーション環境を提供するための消耗品(単価 10 万円以下の物品)は、「ワーケーションのための必要かつ効果的な環境整備」として委託費に含むことは可能でしょうか。

回答 1 4

三重県会計規則運用方針により、単価 5 万円未満の物品は消耗品として扱うため、委託経費に含めることができます。

ただし、タブレット端末等を含むパーソナルコンピューターは消耗品としないため、金額にかかわらず委託経費に含めることはできません。

※企画提案書等提出前には、本件に関する全ての質問及び回答を確認すること。

質問 1 5

他事業者が連携してワーケーションサービスを提供する場合、提案事業者が必ず他事業者と共同事業体を組む必要があるでしょうか。それとも組まないでサービスの連携をする形でもよろしいでしょうか。

回答 1 5

他事業者が連携してワーケーションサービスを提供する場合でも、共同事業体の形成は必須ではありません。ただし、企画提案書において、関連事業者との連携体制（役割分担）について明記してください。